年次有給休暇を取得！

もっと知りたい弘前

Work Life Balance

よく働いてしっかり休む

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は大切なことです。
年次有給休暇を取得するのもその方法のひとつです。家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、自分のための時間をつくってみませんか。

年５日の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）

労働基準法が改正され、2019年４月より、使用者は、年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年５日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年休を付与した（基準日）から１年以内に確実に取得させることが必要となっています。

原則 労働者の申出による取得

労働者

●月●日に休みます

労働者が使用者に取得時季を申出

使用者

＋

新設 使用者の時期指定による取得

使用者が労働者に取得時季の意見を聴取

労働者の意見を尊重し使用者が取得時季を指定

労働者

●月●日に休んでください

使用者

労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、５日から控除できます。

例

労働者が自ら５日取得した場合	労働者が自ら３日取得＋計画的付与２日の場合	労働者が自ら３日取得した場合	計画的付与で２日取得した場合
使用者の時季指定は不要	使用者の時季指定は不要	使用者は２日を時季指定	使用者は３日を時季指定

厚生労働省

●青森労働局　●弘前労働基準監督署　●弘前市　●弘前商工会議所　●公益社団法人弘前観光コンベンション協会
●青森県中小企業団体中央会　●一般社団法人弘前地区労働基準協会　●連合青森津軽地域協議会

今だからこそ、市内で過ごす休暇

働きやすいまちづくりを実現し、U・I・Jターンを広めましょう！

なぜ休暇の取得が必要なのでしょうか？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、従業員の健康と生活に配慮し、多様な生き方に対応したものへ改善することが重要です。

計画的な年次有給休暇の取得により

- ☑ 仕事の生産性向上！
- ☑ 企業のイメージ向上！
- ☑ 優秀な人材の確保！

私生活の充実！仕事へのヤル気！
地域イベントの参加！

年次有給休暇をしっかりと取得できないと

- ☑ 労働者のストレス増加
- ☑ 職場の雰囲気の悪化
- ☑ 残業などのコストの増加

心身ともに疲労感・仕事の能率低下

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

具体的には休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが重要です。

1. 経営のトップによる社内への休暇取得推進のよびかけ
2. 管理者が率先して休暇取得
3. 労働組合等による企業、従業員への働きかけ

等が考えられます。

その他、誕生日等の記念日や、子どもの学校行事等、休暇取得の事由を明確にした休暇制度（リフレッシュ休暇等）を導入すると、休暇の申請がしやすくなります。計画的付与制度の導入が難しい場合は、まずはリフレッシュ休暇等の導入からはじめてみてください。

地域イベント参加

誕生日・記念日

学校行事

年次有給休暇を活用して私たちの地域を満喫しましょう！

年次有給休暇を取得して津軽の自然等をおもいっきり満喫してリフレッシュしましょう。
地域のイベントの他にも、弘前市内にはリフレッシュできるところが沢山あります。

厚生労働省では、企業の皆様が従業員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。企業診断ができる「働き方·休み方改善指標」や、「企業における取り組み事例」などを掲載しているほか、従業員の皆様が自らの働き方・休み方を振り返るための診断なども行えます。

働き方・休み方改善ポータルサイト　http://work-holiday.mhlw.go.jp/

問い合わせ先：【厚生労働省委託事業実施機関】
株式会社日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目１番22号　TEL:03-6435-6071